

○財務省告示第五十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十四年一月十二日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十四年二月九日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	利付国庫債券（二十年）（第二百二十五回）及び利付国庫債券（三十年）（第七回、第八回、第十一回、第十三回、第十四回、第十五回、第十七回、第十八回、第二十回、第二十一回、第二十六回及び第三十二回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で二千九百九十四億円 内訳（別表のとおり）
二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
三 振替法の適 用等	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
四 発行方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 額面金額で二千九百九十四億円 内訳（別表のとおり）
五 募入決定の 方法	額面金額で二千九百九十四億円 内訳（別表のとおり）
六 発行額	額面金額で二千九百九十四億円 内訳（別表のとおり）

<p>七 払込金額</p> <p>三 千 二 百 四 十 三 億 二 千 二 百 九 十 五 万 九 千 円</p> <p>八 最低額面金</p> <p>五 万 九 千 円</p>	<p>九 振替単位</p>	<p>十 一 発 行 価 格</p> <p>平 成 二 十 四 年 一 月 十 二 日</p> <p>す 的 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と</p> <p>の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金</p> <p>振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿</p>
--	---------------	--

十 十  
三 二

の 経 利  
払 過 利  
込 利 子  
み 率

$$\frac{1 + \left( \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り} \right) \times \text{残存年数}}}{100}$$

(一) (別表のとおり)

は、募入決定額に追加を受けた者

は、式による計算し、第二

式に、号と規定する期日に払い込

十号のりと。期日に払い込

むもこのと。期日に払い込

各発行対象の債額、金利のの

各額×各日発行の発行日か、行の

100×各日発行の発行日か、行の

支払利率、支場合には、( ) / 365

(二)

に、發行時においで、その利子

係る行時においで、その利子

に、行時においで、その利子

座、のり所得税が源泉徴収され

記載し、又振替口座簿に記

した、振替口座簿に記

載し、又振替口座簿に記

載し、又振替口座簿に記

載し、又振替口座簿に記

載し、又振替口座簿に記

載し、又振替口座簿に記

載し、又振替口座簿に記

十 十 十 十 十  
 九 八 七 六 五  
 者 入 払 元 利 象 各 準 入 償 償  
 札 場 利 回 国 発 と 札 還 還  
 参 所 金 り 債 行 す の 金 期  
 加 支 の 対 る 基 額 限

十  
 四  
 利  
 子

財 日 利 た 頭 証 平 額 ( 別  
 務 本 利 各 売 券 成 面 金 表 の と お り )  
 大 銀 回 発 買 業 二 金 額 の と お り )  
 臣 行 り 行 参 協 十 四 年 一 月 六 日 付 日  
 か 行 と 対 考 会 が 一 月 六 日 付 日  
 ら 通 知 を 受 け た 者

$$\frac{\text{償還金の額} \times \text{償還期間} \times \text{利率}}{100 \times 1 \div 2}$$

す 日 日 う 算 と 発 第  
 る に に 。 式 し 行 十 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の  
 期 支 当 た に 、 対 号 除 税 外 し は 者 に ( 額 よ に  
 日 払 た だ よ 各 象 に す の 国 た 、 又 お た に り つ  
 に う る し り 支 国 規 定 こ 率 人 額 に ( 外 て し 分 出 て  
 つ ( と 、 算 払 期 の す と が 乗 じ 用 該 算 の 法 得 当 該 十 金 前  
 い 次 き 支 出 し お 払 行 日 後 の 各  
 て 号 は 払 期 た お 期 を 支 後 の 各  
 同 に 、 期 が 金 額 を 支 次 の 各  
 お の 銀 行 休 業 業 業 業  
 い の 翌 日 営 業 業 業 業  
 て 規 定

二十 払込期日 平成二十四年一月十二日

(別表)

（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	（利付第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回） （第三十回）	名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）																	
二・三%	二・五%	二・三%	二・四%	二・五%	二・四%	二・〇%	一・七%	一・八%	二・三%	二・二%	十年平 日十成 二四 月十二七	日年平 日九成 月四 二十七	日年平 日三成 月四 二十七	十年平 日十成 二四 月二十六	日年平 日六成 月四 二十六	日年平 日三成 月四 二十六	十年平 日十成 二四 月二十五	日年平 日六成 月四 二十五	十年平 日十成 二四 月二十四	日年平 日五成 月四 二十四	日年平 日三成 月四 二十三	億三百八十九	五十五億円	百六十億円	億二百九十五	三十億円	円八百十九億	円五百十四億	五億円	円二百五十億	百三十億円	円百八十七億

（（利 第三付 三十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 六）債 回 券 ）
二 ・ 三 %	二 ・ 四 %
日 年 平 三 成 月 五 二 十 十 二	日 年 平 三 成 月 四 二 十 十 九
十 億 円	百 五 十 億 円